

吉田町 ごみ分別ガイドブック

～ 使えば資源、捨てればごみ、ごみ減量化・再資源化にご協力ください ～

【ごみ出しのルールを守りましょう】

- 必ず収集日当日の朝（午前8時まで）に出してください。
収集後に出されたごみは、次の回収となりますのでご注意ください。
収集量により、収集時間は一定ではありません。
夜間のごみ出しは、カラスなどの被害の原因となりますのでおやめください。
- 袋が守られていないもの、袋の口をしばっていないもの、分別ができていないものは収集できません。
- 1回に出す袋の数は、3袋までを目安としてください。
- 祝日・振替休日も収集しています。日曜日・年末年始は収集しません。
- ごみの収集日は、「ごみ収集カレンダー」で確認してください。
ごみ収集カレンダーは、中国語・ベトナム語・英語・ポルトガル語・スペイン語もあります。
- ごみ集積所は、隣組やアパートなどの管理会社で管理されています。
管理者の許可を取らずに、無断で使用しないでください。
- 事業活動に伴って出たごみは、量の多少に関わらず、地域のごみ集積所に出すことはできません。
- ごみ集積所に出された資源物の持ち去りはおやめください。



ごみ

燃えるごみ専用
Burnable garbage only
Lixo queimavel

家庭用指定袋
specified bag
bolsa especificada

炭酸カルシウム入
(30ℓ)

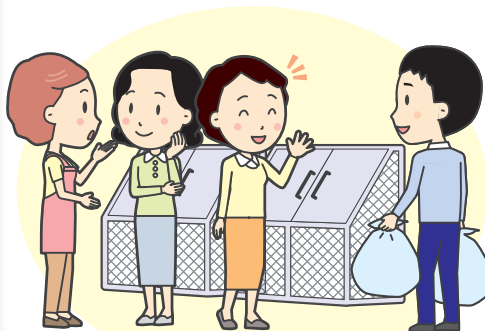
吉田町
Yoshida-cho

牧之原市
Makinohara-shi
(榛原地区)
(Haibara-chiku)

氏名
(NAME)

吉田町牧之原市広域施設組合

吉田町牧之原市広域施設組合指定の「燃えるごみ専用家庭用指定袋」は、町内のスーパーやホームセンター、コンビニエンスストアなどで購入できます。



ごみの出し直しについて

このシールが貼ってあるごみは、回収できません。分別や出し方をご確認ください。

このごみは出し直しです

収集できない理由

- ☐ 可燃ごみが入っています。
- ☐ 可燃ごみは指定袋に入れてください。
- ☐ マーク付と無に分別してない。
- ☐ 缶類、鉄類、ビンが入っています。
- ☐ 蛍光管、乾電池は拠点回収場所へ。
- ☐ 家電製品が入っています。
- ☐ 塩ビ製品が入っています。
- ☐ その他
- ☐ キャップ、ラベルを取ってください。

年 月 日 ペットボトル収集

分別にご協力をお願いします。
問合せ先 清掃センター 24-0530

吉田町が家庭から収集したごみの量は？

9,379トン(令和2年度)

(可燃ごみ **8,424トン** / 資源ごみ 955トン)

可燃ごみを減らそう!

燃えるごみの中には分別できるものがたくさんあります。
紙類やプラスチック類を正しく分別していますか？
生ごみも水切りを行うことで、量を減らすことができます。

燃えるごみが多いのね。



3Rを意識して生活しよう

限りある資源を有効に活用して、ごみを減らす生活を心がけましょう。



まちの美化は日々の生活から

地域での「ごみ拾い」や「花壇づくり」「草刈り」は、まちを綺麗にするだけでなく、まちの防犯にも役立ちます。

また、地域住民によって環境美化活動が行われることにより、地域への関心や責任感といった意識を育むことにもつながります。

環境美化活動に参加しよう!

春・秋の年2回、町内全域で環境美化活動(河川清掃)が行われます。環境美化活動は、不法投棄を行いにくい状況にするとともに、地域住民のコミュニケーションを取る機会でもあります。



マナーを守って! ペットの糞の始末を!

飼い犬や飼い猫の糞の始末は飼い主が行ってください。

道路や公園、水路、河川、海岸、お隣さんの庭など…。糞を捨てたり、放置していませんか？

※ペットの糞やトイレの砂は可燃物です。

トラブル防止のためペットには、迷子札、鑑札、マイクロチップなどの所有者明示をつけましょう。

SDGsから考える生活様式

「SDGs」は、環境問題を考慮しつつ経済的に発展する持続的な社会を実現するために国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」です。

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」として、17の目標が掲げられ、2016年から2030年までの達成を目標にしています。皆さんも、日々のライフスタイルを見直して、ごみ減量や地球温暖化防止に取り組んでみませんか。



吉田町牧之原市広域施設組合 ごみ処理施設

各施設において処理できるものが異なります。お気軽にお問い合わせください。

可燃物 (燃えるごみ)



清掃センター

所在地: 牧之原市細江6664番地3
電話: 0548-24-0530

資源物 (リサイクルするごみ)



リサイクルセンター

所在地: 牧之原市坂部1615番地3
電話: 0548-29-0425

【搬入できる時間】

月～金曜日 8:30～12:00、13:00～16:00
土曜日(第1.3) 8:30～12:00
日曜日(第2.4) 8:30～12:00、13:00～15:00

※祝日、振替休日、年末年始は搬入できません。

処理手数料がかかります。
搬入時に「住所」「氏名」
「ごみの種別」を申告して
ください。

【搬入の注意点】

- ・清掃センターへ搬入するときは、事故防止のため積載量2t車以下で搬入してください。
- ・地域の収集と同様に分別してから搬入してください。
- ・可燃物と資源物が分別されていない粗大ごみ(中に金属が入っている、ガラス・木材などがついている製品)は、搬入できないものや解体を必要とするものがありますので、事前に各施設にご確認ください。

①可燃物(燃えるごみ)

吉田町牧之原市広域施設組合指定の「燃えるごみ専用家庭用指定袋」で出してください。
1回3袋を目安に出してください。



生ごみ



衣類・繊維類
(服・靴下など)



ゴム製品
(長靴・ゴム手袋など)

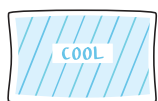


革製品
(靴・バッグなど)



紙コップ・紙皿

※防水加工されているため、紙資源としてリサイクルできません。

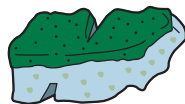


保冷剤・冷却ジェル

※ハードタイプの保冷剤は可燃物に出さないでください。



紙おむつ



スポンジ

指定袋に入らない大きさのものや引越しなどで出た大量ごみは、清掃センターへ直接持ち込んでください。

[問い合わせ先]

清掃センター

所在地：牧之原市細江6664番地3

電話：0548-24-0530

※搬入時間などは、2ページをご確認ください。

紙ごみを減らそう!

再生可能な紙類(新聞紙・ダンボール・雑誌・雑がみ)を仕分けるだけでも、可燃物の量は減ります。捨て方は、7ページをご確認ください。

プラマークの付いた容器・包装は資源物へ!

プラマークの付いた容器・包装をしっかりと分別しましょう。汚れたものは、洗って汚れを取ってから、「プラスチック類(マークあり)」へ出してください。



生ごみは、水をよく切ろう

生ごみの約70～80%は水分です。水切りをすることで、ごみ減量、臭いの防止につながります。

1 濡らさない!

生ごみはすぐに三角コーナーなどに入れず、乾いたざるなどに入れ、濡らさないようにしましょう。

2 しぼる!

調理中に生ごみやお茶がらなど水分を含んだごみは「ぎゅっ」としぼりましょう。

3 乾かす!

できるだけ乾かして捨てましょう。

生ごみ処理機器の補助金については、15ページをご確認ください。



食品ロスをなくそう

食品ロスとは、「まだ食べられるのに捨てられてしまう食品」のことです。「買った食材は使い切る」「食べられる量を作る」「新しい食材を購入する前に、自宅に残っている食材の確認をする」を実践しましょう。



草・剪定枝は、乾かしてから捨てよう

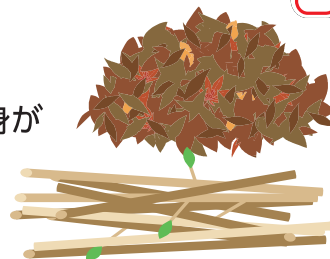
ごみ減量の
ポイント



枝・草は乾燥させることにより、量を減らせます。

ごみ集積所に出す場合

組合指定の「燃えるごみ専用家庭用指定袋」に入れて、中身が出ないように袋の口をしぼって出してください。1回3袋を目安に出してください。



直接搬入する場合

大量の枝・草は、清掃センターへ直接搬入してください。
「枝木」は、目安として長さ1m以下、直径20cm以下に切断してください。
「竹」は、目安として30cm以下に切断してください。

捨てる前に
注意して



- ①ゴムホース、ロープ類は、目安として30cm以下に切断してください。
※農薬散布用ホースは、購入先や専門業者に処分を依頼してください。
- ②食用油は、古布や新聞紙などに染み込ませるか、市販の薬剤で固めてから捨ててください。
- ③使い捨てカイロは、発熱しない事を確認してから捨ててください。

在宅医療廃棄物の出し方について

「注射針などの鋭利なもの」「薬液バッグなどの非鋭利なもの」に分類し、別々に出してください。

注射針などの鋭利なもの

処方した医療機関や調剤薬局などに処理を依頼してください。

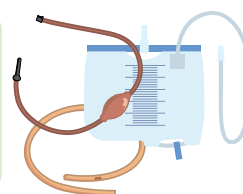


薬液バッグなどの非鋭利なもの

衛生的処理のため、ポリ袋などに入れ、口をしぼった上で、組合指定の「燃えるごみ専用家庭用指定袋」に入れて出してください。

輸液・栄養剤などのバッグ
ストーマ（人口肛門）
チューブ、カテーテルなど

「水銀体温計」「水銀血圧計」
は、清掃センター、リサイクル
センター、吉田町役場(都市環
境課)に直接お持ちください。



粗大ごみ戸別収集について(要予約・有料)

家具類などの粗大ごみ戸別収集を実施しています。

対 象 物：作業員2人で積み込むことができる大きさ重さのもの。

例) 家具類、自転車、小型家電製品

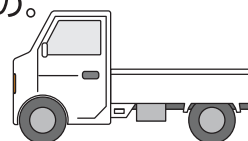
料 金：収集運搬費、処理費がかかります。

収 集 数：1回につき、最大5個まで。

申込方法：清掃センターに電話で予約してください。☎0548-24-0530

受付時間：月～金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00

(祝日、振替休日、年末年始は除く)



②プラスチック類(マークあり)



プラマークの付いている容器・包装は、中身の見える袋に「マークあり」と記入して出してください。

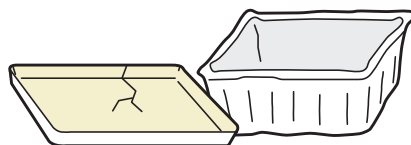
※中身はきれいに取り除き、容器だけにして出してください。

※汚れたものは、洗って乾かしてから出してください。



マジックなどで大きな字で見やすく書いてください。

商品を入れる容器や包装として使われているプラスチックやフィルムなど



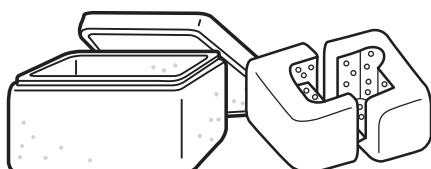
トレイ類
(白色トレイ・色付きトレイ)



チューブ類



パック・カップ類



緩衝材類
(発泡スチロールなど)
※小さく砕いてください。



ポリ袋・ラップ類
ネット類



ボトル・ふた類

町全体で
ごみ減量



資源物の店頭回収について

町内のスーパーマーケットやホームセンターでも資源物を回収しています。お買い物の際にご利用ください。

店頭回収については、吉田町ホームページをご確認ください。

※店頭回収していないものを持ち込むのはおやめください。

※各店舗のルールを守って出すようにしましょう。



野焼き(屋外焼却)の禁止について

廃棄物を野外で焼却すること、いわゆる「野焼き」は一部の例外を除き、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』で禁止されています。

ごみを処分する場合は、家庭ごみであれば「ごみ集積所」に出す、事業者であれば収集業者に委託するなどして適正に処分しましょう。地域の中でお互いに気を付け良好な生活環境を保つように、皆様のご協力をお願いします。

農業者の皆様へ

農業を営むためにやむを得ないものについては、焼却禁止の例外とされていますが、役場や消防署には多くの苦情が寄せられています。田畑で野焼きをする場合は、当日の風向きを十分に考慮し、住宅地に灰や煙が飛散しないようにしてください。

※状況により焼却を中止していただく場合があります。

お互いに
理解を!



③プラスチック類(マークなし)

プラマークの付いていない製品は、中身が見える袋に「マークなし」と記入して出してください。

※電池やオイル類は、必ず抜いてから出してください。



マジックなどで大きな字で見やすく書いてください。

袋(45ℓサイズ程度)に入らない大きさのものや引越しなどで出た大量ごみは、リサイクルセンターへ直接持ち込んでください。

[問い合わせ先]

リサイクルセンター

所在地：牧之原市坂部1615番地3

電話：0548-29-0425

※搬入時間などは、2ページをご確認ください。

①「小型家電」はごみ集積所に出せません。捨て方は、8ページをご確認ください。

②「プラスチックと金物の混成品」は解体したり取り外したりして分別してください。

例) 傘

雨除け部 ⇒ 燃えるごみ
骨部 ⇒ 金物

分別注意

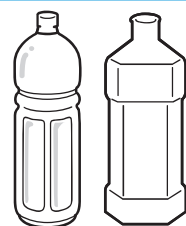


④ペットボトル

ペットボトルは、中身が見える袋で出してください。

※中身は取り除き、洗って乾かしてください。

※ふた(キャップ)、ラベルは取り外して表示に従い分別して出してください。



⑤金物類

金物類は、中身が見える袋で出してください。

※中身を空にして出してください。

※スプレー缶(エアゾール缶)は、中身を空にして、風通しの良い屋外で穴を開けてから出してください。

※ライターは中身を使い切り、ガス抜きをして個別の袋で出してください。

※刃物は、刃の部分を新聞紙などに包んで出してください。



⑥ ガラス類

ガラス類は、中身が見える袋で出してください。

※ビン類は使い切って中身を空にし、ふた(キャップ)を取り外して出してください。

※せともの(陶磁器)は、ガラス類になります。

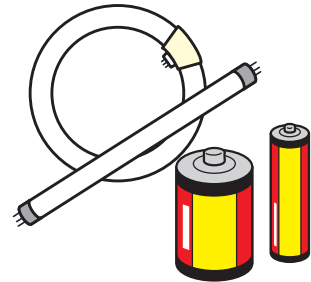
※割れたガラスなど、鋭利なものは袋が破れないように新聞紙などに包んで出してください。



⑦ 蛍光管・乾電池

蛍光管は、割らずに回収協力店(無料)又はリサイクルセンター(有料)に持ち込んでください。回収協力店は、吉田町ホームページでご確認ください。

乾電池は、回収協力店(無料)、各地区の自治会館(無料)、吉田町役場(無料)、清掃センター又はリサイクルセンター(有料)に持ち込んでください。



捨てる時に
注意して



小型充電式電池は、購入店又はリサイクルセンターへ持ち込んでください。

[対象品] ニッケル電池、ニカド電池、小型シール鉛蓄電池、リチウムイオン電池

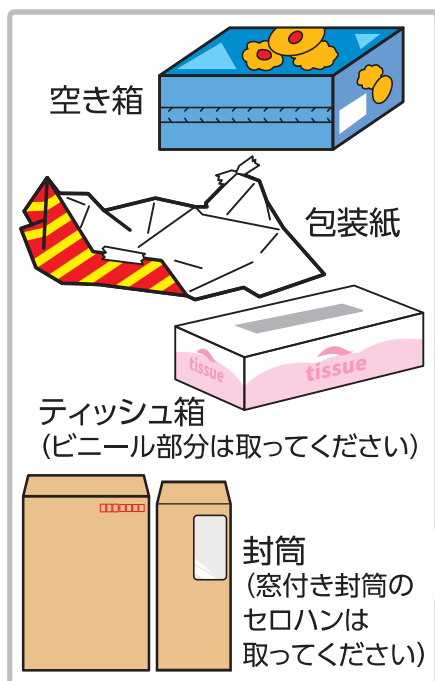
⑧ 古紙(新聞紙・ダンボール・雑誌・本)・雑がみ

古紙・雑がみは、リサイクルセンター(有料)に持ち込んでください。

各地区の自治会館、店頭の新紙リサイクルステーションでは古紙の一部と雑がみを回収しています。回収品目は、吉田町のホームページをご確認ください。

※種類ごとに紙紐でしばって出してください。

※雑がみなど細かい紙は、紙袋に入れ、中身が出ないように袋の口を紙紐でしばって出してください。



雑がみ分別の注意点

[雑がみとして出してはいけない紙]

- ・写真
- ・感熱紙
- ・ビニールやアルミで加工してある紙
- ・油で汚れた紙
- ・アルバム
- ・防水加工がしてある紙
- ・臭いのついた紙
- ・カーボン紙

※雑がみは溶解してリサイクルされます。

加工してある紙や水に溶けない紙、ティッシュペーパーは可燃物になります。

[雑がみから取り外すもの]

- ・クリップなどの金物類
- ・セロハンテープなどのテープ類
- ・封筒などに付いているセロハン、フィルム類
- ・プラスチック、ビニール類
- ・布製品

⑨小型家電

小型家電リサイクル法により、使用済小型電子機器に含まれる貴重な金属類を再資源化しています。次のいずれかの方法で処理してください。(有料)

※電池は取り外してください。

※個人情報などが含まれるものは、あらかじめデータを削除してください。

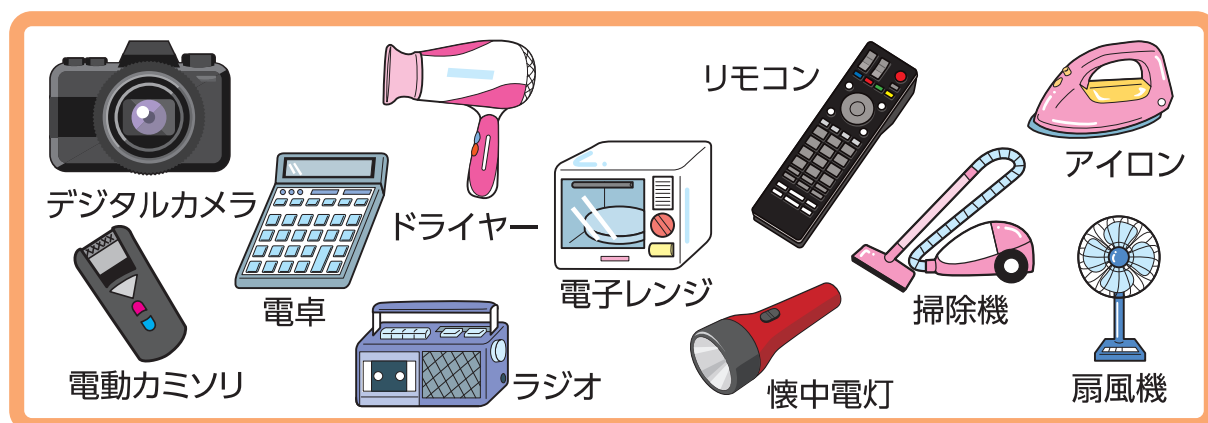
※解体や分解をしないでください。

方法1 リサイクルセンターへ持ち込む。

方法2 町の回収協力事業者に依頼する。

※町の協力事業者による、宅配便を利用した回収を行っています。

詳しくは吉田町ホームページをご確認ください。



⑩特定家電(家電4品目)

家電製品のうち、テレビなどの4品目は家電リサイクル法に基づき、メーカーにより自主的な回収・リサイクルがされています。次のいずれかの方法で処理してください。(有料)

※解体や分解をしないでください。

方法1 購入したお店や、買い替えをするお店に
引き取りを相談し処分を依頼する。

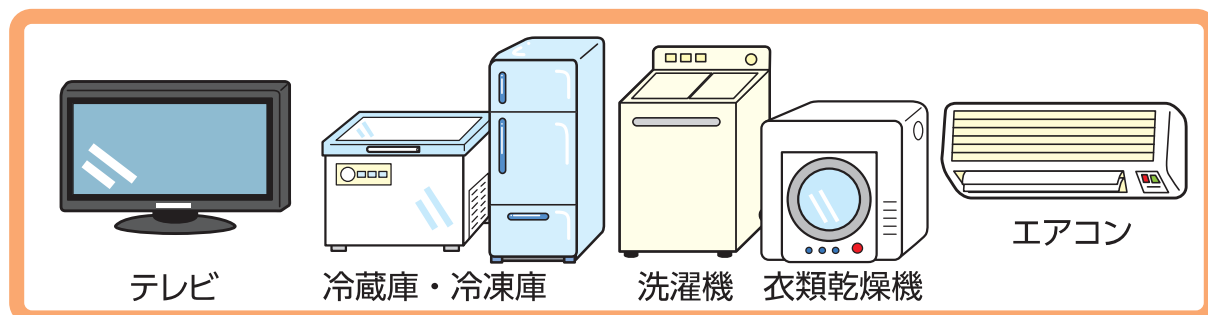
方法2 リサイクルセンターへ持ち込む。

[手続きの流れ]

①郵便局で「リサイクル料金」を支払い、「家電リサイクル券」を受け取ります。

※リサイクル料金はメーカー・大きさによって異なります。家電リサイクル券センターのホームページをご確認ください。

②家電リサイクル券と処分する製品をリサイクルセンターへ持込みます。
(運搬手数料が別途かかります。)



⑪ パソコン

※町では処理できません。

資源有効利用促進法に基づき、使用済みの家庭用パソコンをメーカーが回収しリサイクルしています。

次のいずれかの方法で処理してください。(有料)

※解体や分解をして処分することはできません。

メーカー回収対象

- デスクトップ型パソコン本体
- ノートパソコン
- パソコン用ブラウン管ディスプレイ(一体型を含む)
- パソコン用液晶ディスプレイ(一体型を含む)
- 製品に同梱されていた装置(キーボード、マウス、スピーカーなど)



※ワープロ専用機やプリンター、スキャナー、外付けハードディスクなどの周辺機器は、小型家電になります。捨て方は、8ページをご確認ください。

方法1 各メーカーのホームページで回収・リサイクルの方法を確認して依頼する。

方法2 購入したお店や、買い替えをするお店に引き取りを相談し処分を依頼する。

方法3 町の回収協力事業者に依頼する。

※町の協力事業者による、宅配便を利用した回収を行っています。詳しくは吉田町ホームページをご確認ください。

購入店やメーカーがわからない場合や現存しない製造業者などのパソコンについては、(一社)パソコン3R推進協会(☎03-5282-7685)へお問い合わせください。

⑫ 消火器

※町では処理できません。

消火器リサイクル推進センターが地域の販売代理店と協力して行っている「消火器リサイクルシステム」をご利用ください。(有料)

※処理には、リサイクルシール代、運搬費用、保管費用がかかります。

方法1 (株)消火器リサイクル推進センター(☎03-5829-6773)で最寄りのリサイクル窓口を紹介してもらう。

方法2 ゆうパックによる回収を依頼する。
ゆうパック専用コールセンター
☎0120-822-306

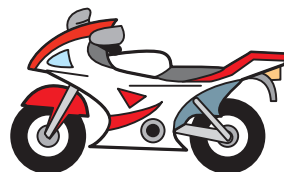


⑬ 二輪バイク

※町では処理できません。

メーカーなどが運用している「二輪車リサイクルシステム」により、再資源化処理されています。廃棄二輪車取扱店へ持ち込むか、下記へお問い合わせください。(有料)

二輪車リサイクルコールセンター
☎050-3000-0727



⑭ 処理困難物

※町では処理できません。

処理困難物は、購入先や専門業者へ処分を依頼してください。

- ① 法律に基づいて処理を行うことが定められているもの
- ② 有害・有毒なもの、爆発や引火性があるもの
- ③ 硬度が高く、破砕が困難なもの
- ④ 処理に専用の設備や機材を必要とするもの

対象製品は、
清掃センター(☎0548-24-0530)
にお問い合わせください。

処理困難物の例

○発火物

ガソリン、灯油、火薬、ボンベ、バッテリー、ペンキ、機械用油

○建築廃材

スレート類、石膏ボード、アスベスト廃材、塩ビ製品、タイル

○農業用品

マルチシート、育苗箱、あぜシート、茶刈袋、農機具

○薬品

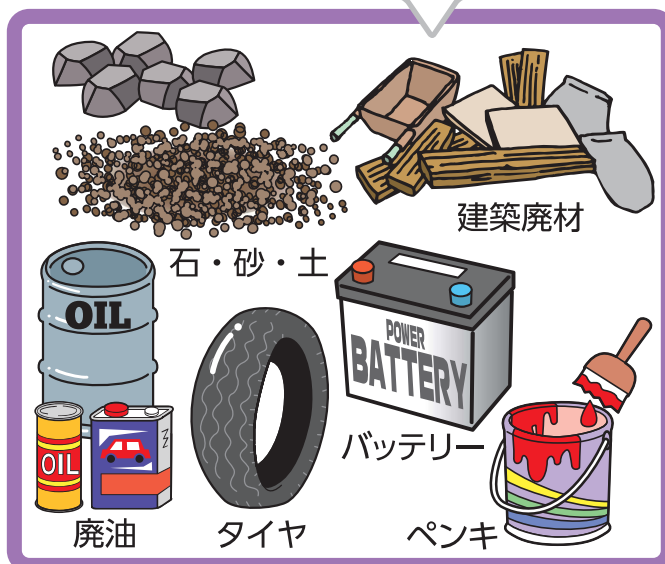
農薬、化学薬品

○車・バイクの部品

タイヤ、バンパー、ホイール

○その他

ピアノ、エレクトーン、オルガン、浴槽、洗面台、注射針、自然物



吉田町一般廃棄物最終処分場に
搬入できるもの。(要予約)

がれき類の捨て方について

安定5品目「コンクリート」「ブロック」「瓦」「レンガ」「素焼きの鉢」を処分する場合は、事前に都市環境課で搬入許可申請手続きをしてください。

問い合わせ先：吉田町役場 都市環境課 ☎ 0548-33-2102

【注意事項】

- ① 自然物（石・砂・土）や建築廃材（スレート類・石膏ボードなど）、せともの・陶磁器（茶わん・湯のみ・植木鉢など）は搬入できません。
- ② 金属やプラスチック製品が付着しているものは、あらかじめ切り離してください。
- ③ 家屋の解体など、業者委託をして出た廃棄物は受け入れできません。
- ④ 申請時には、搬入物の写真・搬入車両番号がわかるものをお持ちください。
- ⑤ 搬入場所は屋外のため、天候により搬入できない場合があります。搬入を希望される方は、事前にお問い合わせください。

ルールを守って、正しく捨てましょう

ごみの処分に「無許可」の回収業者を利用したり、河川や空き地に不法に捨てることは、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』により禁止されています。
不法投棄や不適正処理は、地域環境の悪化や他人の迷惑になるので止めましょう。

土地の所有者(管理者)の方へ

私有地や私道にごみなどを不法投棄された場合、投棄した者が特定できない場合は土地の所有者・管理者が、投棄されたものを処理しなければなりません。不法投棄の被害にあわないためにも、日ごろから土地の管理をお願いします。町では、不法投棄防止看板の貸出をしています。借用を希望される方は、都市環境課で申請手続きをしてください。



知っておきたい! 災害時のごみの出し方

災害が発生した際の「ごみ」と「し尿」の処理について、知っておいていただきたいこと。

生活ごみ(生ごみ・衛生用品など)

(1)発災後、数日間のごみが出せません。

収集車両、集積場所、処理施設、道路状況などの確認を行い、収集ルートや収集体制を整える必要があります。

(2)収集体制が整いしだい「生ごみ」「衛生用品」「携帯トイレ」などの可燃物から収集を再開します。

回収再開については、同報無線や町のホームページなどによりお知らせします。

注意 災害の規模や状況により、ごみが出せるようになるまでの日数は異なります。



災害ごみ

災害時こそ、ごみの分別が重要です。大規模災害で発生した災害廃棄物については、町が指定した仮置場に搬入してください。仮置場への搬入時点での分別状況により、その後の処理期間を大きく短縮することができます。

「携帯トイレ」も備蓄しよう!

災害時には、電気や水道が止まり、トイレが使えなくなることがあります。避難所で快適なトイレが使えとは限りません。食べ物や飲み物と一緒に携帯トイレも備えましょう。

※「携帯トイレ」とは、災害用トイレのうち、既存のトイレなどに被せて用いるものです。



ペットの災害対策も忘れずに!